

就学援助受給申請書

年 月 日

- 米子市教育委員会 宛
- 米子市日吉津村中学校組合教育委員会 宛

就学援助を受給したい(世帯状況に変更がありました)ので、米子市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱(令和5年8月1日施行)第5条第2項及び第3項(第6条第1項)の規定により、次のとおり申請します。

1 対象児童生徒

(ふりがな) 児童生徒 氏名	()	入在 学籍 予定 定又 校は	学校	学年
生年月日	年 月 日			

2 上記の児童生徒以外の世帯状況 ※別居をしても、同一生計の場合は全員を記入してください。

氏名	生年月日	続柄	職業又は学校名
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

同居する家族全員

住宅の形態 1 持家 2 借家 ←当てはまる方に○をつけてください。

就学援助について、次の3点について同意し、承諾した上で就学援助に係る費用(以下「就学援助費」)の受給を申請します。

- 米子市教育委員会または米子市日吉津村中学校組合教育委員会が受給審査に必要な住民税の情報(同一世帯員のものも含む)及び世帯に関する情報を閲覧すること。また、(市外から転入した場合)前住所地での就学援助の受給状況を確認すること。(市外へ転出する場合)転出先の市区町村に受給状況を通知すること。
- この申請が認定された場合、対象児童生徒について、認定期間中の請求、受領、管理及び処理を就学(予定を含む)する学校長に委任すること。
- 私が支払うべき学校徴収金に未納がある場合は、就学援助費をこれらに充当すること。

住 所 電話番号 - -

保護者氏名 (印)

3 同一生計で別世帯の方がおられる場合は、以下にそれぞれの世帯の代表者が氏名を自署し、または記名押印してください。(所得課税証明書の添付がある場合は、不要です。)

米子市教育委員会または米子市日吉津村中学校組合教育委員会が、対象児童生徒の就学援助費の受給審査に必要な住民税の情報(同一世帯員のものを含む)及び世帯に関する情報を閲覧することに同意します。

氏名 (印) 氏名 (印)

氏名 (印) 氏名 (印)

新規

継続

変更

※新規申請の方は、必ず裏面も記入してください。
※継続・変更申請の方で、振込口座に変更がない場合は裏面の記入は不要です。

学校受付印

教育委員会受付印

認定 不認定

- ※ 日吉津村在住の方は、別途『所得課税証明書』の添付が必要です。
- ※ 保護者又は同意者本人が氏名を自署する場合に限り、押印を省略することができます。

裏面へ続く

※継続申請又は変更申請の方で、振込口座に変更がない場合は、以下は記入の必要はありません。
 (新規申請の方は、兄弟が受給している場合でも記入が必要です。)

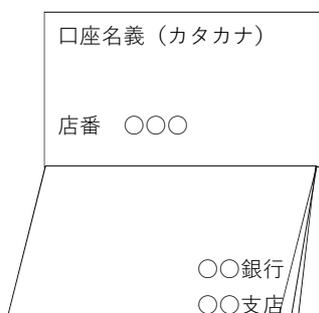
4 就学援助費振込口座

名 称	
<input type="checkbox"/> 山陰合同銀行 <input type="checkbox"/> 米子信用金庫 <input type="checkbox"/> みずほ銀行 <input type="checkbox"/> 三菱UFJ銀行 <input type="checkbox"/> その他→ _____ 銀行	<input type="checkbox"/> 鳥取銀行 <input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行 <input type="checkbox"/> 三井住友銀行 <input type="checkbox"/> 中国労働金庫
支店名	店番
本店 支店 出張所	
普 通 預 金	
口座番号	
口座名義 (カタカナ)	

注意事項

- ① 口座名義は、必ずカタカナで記入してください。
- ② 口座番号は右づめで記入してください。
- ③ 振込口座を記入した場合は、通帳等の写しを貼付してください。
- ④ 「貯蓄(積立)預金」、「定期預金」には振込みできません。

の り し ろ



【通帳等の写し】

※ この部分のコピーを貼り付けてください。

- 通帳の見開き部分（1枚目をめくった、カタカナでの名義・口座番号等が記載されているページ）のコピーを貼り付けてください。
- 見開き部分に口座等の記載がない場合は、見開き部分のほか、表紙もあわせてコピーし貼り付けてください。

※通帳がない場合は、キャッシュカードのコピー等、金融機関名・支店名(番号)・口座番号・口座名義が分かる資料を貼付してください。